

## 議案第 6 4 号

### 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、平成 2 4 年 1 月 4 日に愛知郡長久手町が長久手市に名称を変更し、市制を施行することに伴い、本広域連合規約の一部を改めるため必要があるからである。

## 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月20日愛知県知事許可)の一部を次のように変更する。

別表第2の4の項中「東郷町、長久手町」を「長久手市、東郷町」に改める。

### 附 則

この規約は、平成24年1月4日から施行する。